

ちゃりんこマナーブック

「知ってまっか？
自転車マナー」



自転車は「クルマ？」 「ヒト？」



交通法規の上で、自転車は「車両（軽車両）」自動車と同じ扱いです。免許もエンジンもないので、誰もが手軽に利用できる自転車ですが、ひとつまちがえれば大きな事故をひきおこす凶器となります。自分さえよければ…という気持ちをやめ、マナーを守って自転車を使いましょう。

IN 天神橋筋アンケート

自転車は押して歩こうキャンペーン

天神橋筋にいられた歩行者と自転車利用者772人に聞きました。

歩行者 自転車利用者

Q. 自転車が危ないと感じたことはありますか？



Q. 自転車は押して歩くのがよいと思いますか？



Q. 自転車が危ないと感じたことはどんなとき？



⊖ 右側部分通行 (自転車は左側通行です)

3ヶ月以下の懲役 又は 5万以下の罰金



⊖ 通行禁止の歩道を走る
⊖ 不必要にベルを鳴らす
2万円以下の罰金

⊖ 傘さし運転

自転車に乗って犬のリードをひくのも禁止です
3ヶ月以下の懲役 又は 5万以下の罰金



⊖ 無灯火運転

灯火は自分を見つけてもらうため。道路を照らすためではありません。
5万円以下の罰金



反則いろいろ

⊖ 酒酔い運転

3年以下の懲役 又は 50万以下の罰金



©たけしまさよ

発行 北区 自転車問題を考える会

警北連合振興町会、徳川連合振興町会、豊南連合振興町会、天神橋一丁目商店街振興協会、天神橋二丁目商店街振興協同組合、天神橋三丁目商店街振興協同組合、天神橋駅前商店街振興協同組合、天神橋南商店会、北區北島店会、天神橋五丁目商店街振興協同組合、天の橋商店街振興協同組合、豊北地区社会福祉協議会、豊川地区社会福祉協議会、豊南地区社会福祉協議会、豊北小学校PTA、豊川小学校PTA、北区老人クラブ連合会、北区身体障害者団体協議会、北区「未来のまちづくり」由天橋筋、豊橋駅前商店街、天満橋駅前、大阪商工会議所北・都島・福島支部、おれさか行動する障害者広場センター、大阪市建設局、大阪市北区役所